

鈴鹿市上下水道局告示第4号

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成7年鈴鹿市条例第39号）第6条本文の規定により、令和6年度に鈴鹿市公共下水道事業に係る受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定め、及び告示する。

令和6年2月28日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

賦課する区域

稲生こがね園のうち、令和6年3月31日に公共下水道の供用を開始する予定の区域